



22総合第1503号

22生畜第2052号

平成23年1月27日

別記団体 宛て

農林水産省総合食料局 流通課長
食品産業振興課長
食糧貿易課長
生産局畜産部 畜産振興課長
食肉鶏卵課長

鶏卵・鶏肉の需給状況について

今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、家畜伝染病予防法により、発生農場の鶏の殺処分及び移動制限区域内の鶏卵や鶏の移動制限が実施されているところです。

鶏卵については、全国で約1億4千万羽もの採卵鶏が飼養されていること、出荷が一旦停止される移動制限区域内の鶏卵については、移動制限区域内の農場や関係施設等の感染確認検査により異常がないことが確認されれば、移動制限期間に関わらず出荷が再開できること、順次感染確認検査が行われること等を踏まえると、現時点では需給全体に及ぼす影響は限定的と考えられます。また、鶏肉についても、全国で毎年約6億3千万羽もの肉用鶏が出荷されていること等を踏まえると、同様に影響は限定的と考えられます。

これらの状況を踏まえ、貴会におかれましては、傘下会員に対し、落ち着いた対応を呼びかけていただくとともに、鶏卵や鶏肉について地域的な需給ギャップ等が生ずる場合には、業者間の融通を含め柔軟な対応を行うなど、円滑な流通の確保に努めていただきますよう、御指導方お願いします。

なお、鳥インフルエンザに関する最新情報については、随時、農林水産省ホームページ上で公開されていることを申し添えます。

- 鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省ホームページ内）
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>